

市川三郷町
通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年12月作成

平成28年4月 一部改正

平成29年4月 一部改正

令和6年4月 一部改正

令和7年4月 一部改正

市川三郷町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「市川三郷町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

- ・ 峡南建設事務所 道路課
- ・ 上野小学校 教頭
- ・ 市川小学校 教頭
- ・ 市川東小学校 教頭
- ・ 市川三郷町 防災交通課
- ・ 市川三郷町 教育委員会
- ・ 鯉沢警察署 交通課
- ・ 大塚小学校 教頭
- ・ 市川南小学校 教頭
- ・ 六郷小学校 教頭
- ・ 市川三郷町 建設課

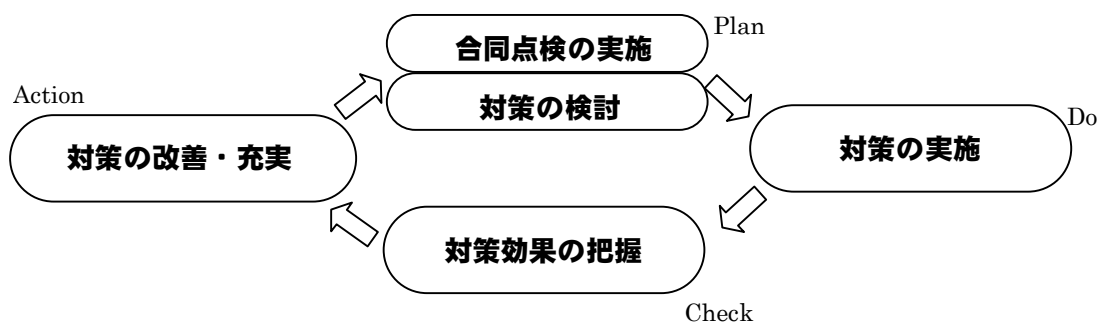
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

○合同点検の実施時期等

- ・ 町内の小学校の通学路を夏期に年1回、合同点検を実施します。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・ 小学校ごとに、学校関係者、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、道路整備や注意喚起（看板設置・路面標示等）のようなハード対策や、交通規制や通学路変更のようなソフト対策など、箇所ごとに具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また児童が安全になったと感じているか等を、各小学校を通じて対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策一覧表、箇所図の公表

- ・ 小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、小学校ごとの「対策一覧表」及び「箇所図」を作成し、公表します。